

令和3年度

第1回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 令和3年12月27日（月）午後1時

場所 豊山町役場 会議室4

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

<このページは空白です。>

目次

1	国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果	- 1 -
	(1) 納付金等の概要	- 1 -
	(2) 納付金等算定の流れ	- 1 -
	(3) 納付金等の算定の仕組み	- 2 -
	(4) 豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】	- 3 -
	(5) 豊山町の一人当たりの納付金・調定額	- 4 -
2	法定外繰入金	- 4 -
	(1) 法定外繰入金について	- 4 -
	(2) 豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）	- 5 -
3	令和4年度の国民健康保険税率（案）について【諮問事項】	- 6 -
	(1) 国民健康保険税率（案）の考え方	- 6 -
	(2) 令和4年度の国民健康保険税率と法定外繰入金の解消計画（案）	- 7 -
	(3) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額	- 9 -
	(4) 国民健康保険税改定に伴う国民健康保険増減額別の世帯数	- 10 -

1 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果

令和3年11月19日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果』が示された。

(1) 納付金等の概要



(2) 納付金等算定の流れ

県全体の保険給付費（医療費）等を推計

↓ 県全体の公費等（療養給付費等負担金、前期高齢者交付金等）を加減算

県全体の納付金算定基礎額（市町村に割り振る納付金総額）

↓ 市町村ごとの納付金から控除される公費等（高額療養費負担金等）を加減算

市町村ごとの納付金額を算出

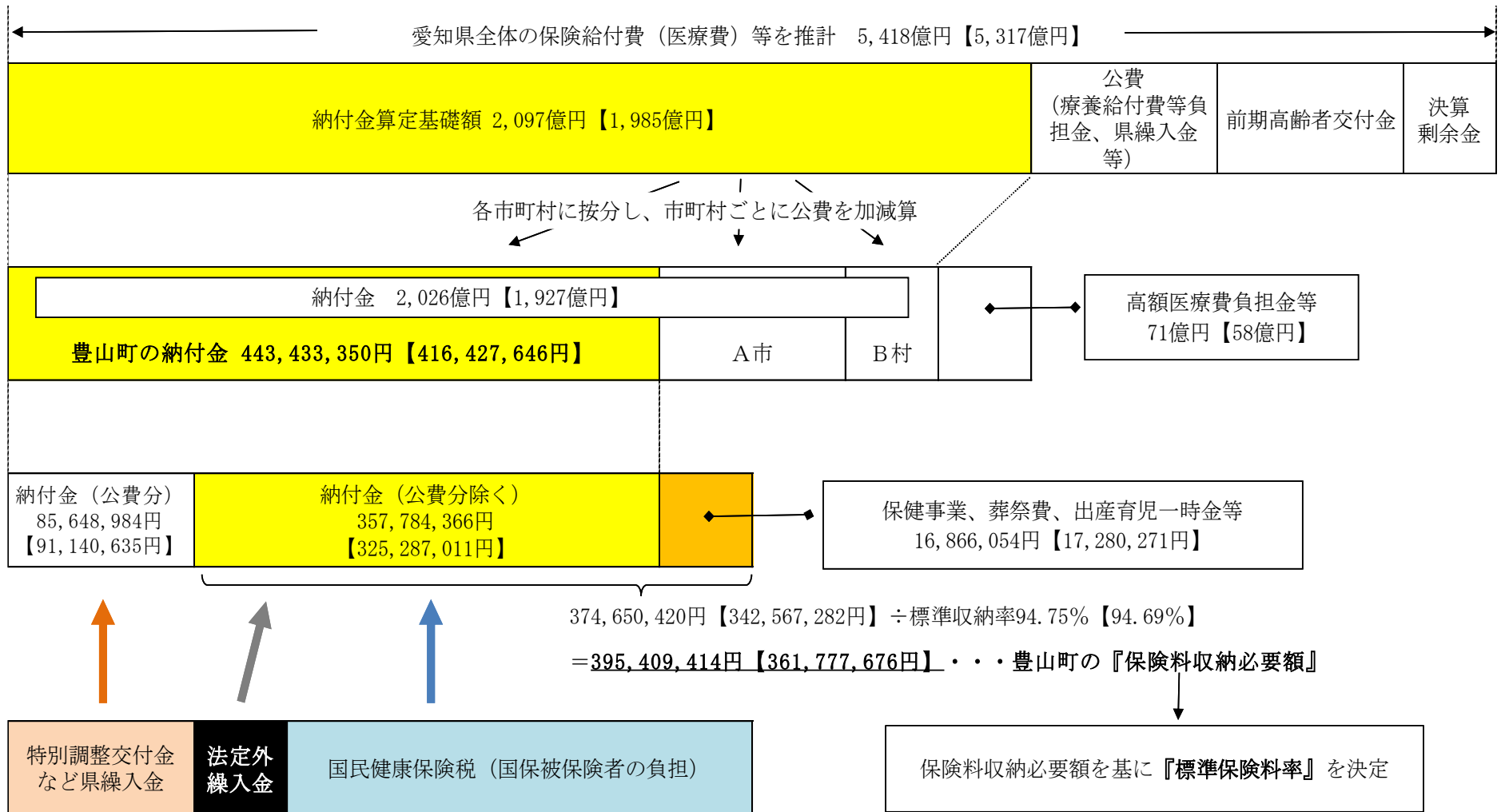
↓ 市町村ごとに交付される公費等（特別調整交付金等）を加減算

市町村ごとの保険料収納必要額

↓ 県統一の算定方式（3方式【所得割、均等割、平等割】）により収納率を加味して市町村ごとの標準的な保険料率を算定

標準保険料率（県が市町村の参考となるよう示す保険料率）

(3) 納付金等の算定の仕組み



※上記は仮算定結果（激変緩和措置後・退職分含まない）の金額で、【 】は昨年度の本算定結果（激変緩和措置後・退職分含まない）の金額

(4) 豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】

愛知県全体の納付金は令和3年度における保険給付費の実績が前年から大きく増加したため、前年度より約99億円増加した。また、豊山町の納付金も前年度より約2,700万円増加し、一人当たりの納付金額も前年度より16,638円増加した。

区分	仮算定結果 ①	本算定結果 (前年度) ②	前回との差 =①-②
豊山町の納付金(一般) (※)	443,433,350円	416,407,962円	+27,025,388円
豊山町の一人当たりの納付金	148,454円	131,816円	+16,638円
愛知県全体の納付金(一般)	202,496,321,033円	192,670,213,197円	+9,826,107,836円
愛知県全体の一人当たりの納付金	149,435円	136,206円	+13,229円

(※) 愛知県に支払う金額

(5) 豊山町の一人当たりの納付金・調定額

豊山町の令和4年度の一人当たりの「納付金」は148,454円と愛知県平均の149,478円と比較すると▲1,024円（約▲0.68%）低いが、豊山町の令和3年度の一人当たりの「調定額」は103,433円と愛知県平均の100,145円と比較すると3,288円（約3.28%）と高い水準となっている。

市町村名	納付金					調定額		
	【R4年度】 一人当たりの 納付金(※1) A	順位 (※2)	【R3年度】 一人当たりの 納付金(※1) B	順位 (※2)	対前年 = A - B	【R3年度】 一人当たりの 調定額(※3) C	【R2年度】 一人当たりの 調定額(※3) D	対前年 = C - D
豊山町	148,454円	30位	131,816円	37位	16,638円	103,433円	104,977円	▲1,544円
県平均	149,435円		136,206円		13,229円	100,145円	101,633円	▲1,488円

(※1) 納付金は、R4年度は仮算定結果、R3年度は本算定結果

(※2) 順位は全54市町村中、高い順

(※3) 調定額は各年度本算定時（7月1日現在）

2 法定外繰入金

(1) 法定外繰入金について

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。しかしながら、豊山町では単年度収支で赤字が発生している状況にある。

こうした赤字補填のためや保険税の負担緩和を図るためなどの理由により、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われており、豊山町では令和5年度までにその解消・削減に向けた取組を計画的に進めていく。

(2) 豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度（※1）
法定外繰入金 ①	125,294,000円	87,692,000円	84,507,000円	65,949,000円	45,998,000円	15,008,000円
歳入総額 ②	1,829,554,846円	1,817,041,779円	1,489,777,095円	1,384,189,362円	1,341,565,958円	1,350,129,000円
歳入総額に対する 法定外繰入金の割合（①／②）	6.8%	4.8%	5.7%	4.8%	3.4%	1.1%
加入者一人当たり（※2）	30,493円	23,156円	23,765円	19,599円	14,232円	4,645円

（※1）R3年度は当初予算額

（※2）加入者一人当たりは、法定外繰入金を年度平均の被保険者数で除した額

3 令和4年度の国民健康保険税率（案）について【諮問事項】

(1) 国民健康保険税率（案）の考え方

令和2年12月23日に開催した第1回国民健康保険運営協議会で、「令和4・5年度の国民健康保険税率については毎年の賦課総額を概ね4%引き上げる」ことで答申された。

国民健康保険税率設定について、令和3年度はコロナの影響が見通せないことから税率を据え置いた。

令和4年度は、県から示された国民健康保険事業費納付金が以下のとおり増額した。

○豊山町の国民健康保険事業費納付金（一般）

令和3年度（本算定）①	令和4年度（仮算定）②	差 額（②－①）
416,407,962円	443,433,350円	27,025,388円

県から示された国民健康保険事業費納付金や標準保険料率による賦課総額の試算結果を踏まえつつ、被保険者の急激な負担増を避けるため、税率及び法定外繰入金については（2）の案のとおりとする。

(2) 令和4年度の国民健康保険税率と法定外繰入金の解消計画(案)

●令和4年度の国民健康保険税率(案)

令和4年度の国保税率(案)で試算した賦課総額は3億8,717万円(対R3年度比3.0%増)となり、愛知県が示した標準保険料率(仮算定結果)との不足額は、令和3年度と比較すると2,580万円から1,450万円になり、1,130万円縮小する。

区分		標準保険料率(仮算定)		R3年度(現行)		R4年度(案)	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	6.31%	54.4	6.20%	55.1	6.25%	54.3
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	27,003円	45.6	24,400円	44.9	24,400円	45.7
	平等割	17,759円		19,700円		22,100円	
後期	所得割	2.34%	54.3	2.06%	54.6	2.20%	53.3
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	9,712円	45.7	7,900円	45.4	7,900円	46.7
	平等割	6,387円		7,000円		9,300円	
介護	所得割	2.67%	54.5	1.43%	53.2	2.05%	58.0
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	13,728円	45.5	8,000円	46.8	8,000円	42.0
	平等割	6,851円		5,300円		7,000円	
賦課総額(一般)(※1)		401,675,000円		375,866,000円		387,170,000円	
対前年度		—		—		+11,304,000円(+3.0%)	
対標準保険料率		—		▲25,809,000円		▲14,505,000円	
調定額(一般)(※2)		358,504,000円		331,692,000円		341,344,000円	
対前年度		—		—		+9,652,000円(+2.9%)	
対標準保険料率		—		▲26,812,000円		▲17,160,000円	
一人当たりの調定額		116,209円		107,517円		110,646円	
対前年度		—		—		+3,129円(+2.9%)	
対標準保険料率		—		▲8,692円		▲5,563円	

(※1) 令和3年10月末現在の被保険者データで試算

被保険者数(一般) 3,085人

(※2) 調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

●法定外繰入金の解消計画（案）

法定外繰入金の解消計画については、昨年の計画から見直した結果、下記のとおりとなった。（２）の税率案にした場合、国民健康保険税による収入が1,700万円以上不足する結果となった。

令和2年度計画

区分	令和2年度税率	1年目(実績)	2年目(実績)	3年目	4年目	5年目	6年目
		H30年度	R1年度	R2年度(※)	R3年度	R4年度	R5年度
賦課総額(一般)	367,722,000円	386,796,767円	385,022,002円	367,722,000円	368,534,000円	382,976,000円	397,418,000円
対R2年度	—	—	—	—	+812,000円 (+0.2%)	+15,254,000円 (+4.1%)	+29,696,000円 (+8.1%)
法定外繰入金	43,326,000円	84,507,000円	65,949,000円	43,326,000円	28,884,000円	14,442,000円	0円
対R2年度	—	—	—	—	▲14,442,000円	▲28,884,000円	▲43,326,000円

※R2年度は当初予算額



令和3年度計画(賦課総額4%増)

区分	令和3年度税率	1年目(実績)	2年目(実績)	3年目(実績)	4年目	5年目	6年目
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度(※)	R4年度	R5年度
賦課総額(一般)	375,866,000円	386,796,767円	385,022,002円	386,919,746円	375,866,000円	390,900,000円	406,536,000円
対R3年度	—	—	—	—	—	+15,034,000円 (+4.0%)	+30,670,000円 (+8.0%)

※R3年度は当初予算額



令和3年度計画(税率改正案)

区分	令和3年度税率	1年目(実績)	2年目(実績)	3年目(実績)	4年目	5年目	6年目
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度(※)	R4年度	R5年度
賦課総額(一般)	375,866,000円	386,796,767円	385,022,002円	386,919,746円	375,866,000円	387,170,000円	404,868,000円
対R3年度	—	—	—	—	—	+11,304,000円 (+3.0%)	+29,002,000円 (+7.5%)
法定外繰入金	15,008,000円	84,507,000円	65,949,000円	45,998,000円	15,008,000円	17,698,000円	0円

※R3年度は当初予算額

(3) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額

モデル区分		R3年度	R4年度	
				R3年度との比較
1	～39歳【1人世帯】 所得0万円	17,600	19,000	+1,400円
2	40～64歳【1人世帯】 所得0万円	21,500	23,500	+2,000円
3	65～74歳【1人世帯】 所得0万円	17,600	19,000	+1,400円
4	65～74歳【1人世帯】 所得100万円	76,400	79,900	+3,500円
5	65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円	220,900	228,600	+7,700円
6	～39歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得0万円	37,000	38,400	+1,400円
7	～39歳1人親+子2人【3人世帯】 所得50万円	67,400	70,000	+2,600円
8	40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得150万円	219,500	233,300	+13,800円
9	40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得400万円	523,000	558,300	+35,300円

(4) 国民健康保険税改定に伴う国民健康保険増減額別の世帯数

R4年度 国保税増減額 (対R3年度)		世帯数 (割合)	
増額	6万円以上	8世帯	(0.4%)
	4万円以上 6万円未満	29世帯	(1.5%)
	2万円以上 4万円未満	190世帯	(9.9%)
	2万円未満	1,595世帯	(82.9%)
	増額世帯計	1,822世帯	(94.7%)
増減なし		101世帯	(5.3%)
合計世帯数		1,923世帯	(100.0%)

※令和3年10月末現在の被保険者データで試算